

○酒田市公益のまちづくり条例施行規則

(平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号)

改正 平成 25 年 3 月 27 日規則第 15 号 平成 30 年 3 月 20 日規則第 20 号
令和 6 年 2 月 20 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、酒田市公益のまちづくり条例(平成 19 年条例第 64 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(ボランティア・公益活動センターの設置)

第 2 条 市は、公益活動を推進するための酒田市ボランティア・公益活動センター(以下「ボランティア・公益活動センター」という。)を設置する。

2 ボランティア・公益活動センターの業務は次に掲げるとおりとする。

(1) 市民、公益活動団体、事業者、地域コミュニティ(以下「市民等」という。)及び市の連携及び協働の推進

(2) 市民及び公益活動団体の公益活動ネットワーク構築

(3) 市民等の公益活動への支援

(4) 公益活動に必要な情報の提供

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、公益活動の推進に関する事項

(センター長及び推進員の設置)

第 3 条 ボランティア・公益活動センターに、当該センターの事務を掌理するセンター長を置き、共生社会課長を充てる。

2 ボランティア・公益活動センターの事務を行うために必要な推進員を置くことができる。

(公益活動への支援)

第 4 条 条例第 10 条に規定する支援措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人材育成及び研修の機会の提供

(2) マネジメント支援

(3) 補助金の交付

(4) その他市長が必要と認める支援

(地域コミュニティ活動への支援)

第 5 条 条例第 11 条に規定する支援措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) コミュニティセンターの使用に関する便宜供与

(2) 人材育成及び研修の機会の提供

(3) 補助金の交付

(4) その他市長が必要と認める支援

(推進委員会の設置)

第6条 市は、広く公益活動の推進に関する事項について調査、審議及び助言を行うため、酒田市ボランティア・公益活動推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公益活動に関する知識及び経験が豊富な者
- (2) 経済団体を代表する者
- (3) 東北公益文科大学学長が推薦する者
- (4) 地域コミュニティを代表する者
- (5) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公益活動を推進するための調査
- (2) 市が策定する公益活動推進のための基本方針への意見
- (3) その他公益活動に関し、市長の諮問を受けた事項

6 推進委員会に会長及び副会長各1人を置く。

7 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

8 推進委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日規則第15号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日規則第20号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月20日規則第7号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。